

令和8年度グローバル展開ネットワーク構築業務委託仕様書（案）

本仕様書は、岡山市（以下「委託者」という。）が発注する令和8年度グローバル展開ネットワーク構築業務委託（以下「本業務」という。）を受注するもの（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 本業務名

令和8年度グローバル展開ネットワーク構築業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 本業務実施の経緯と目的

岡山市では令和元年8月にスタートアップ支援拠点「ももたろう・スタートアップカフェ」（以下、「ももスタ」という。）を設置し、岡山市の経済成長の担い手として期待されるスタートアップの創出・成長を目的にスタートアップ支援の規模を拡大させながら継続的に取り組んできてきた。

その成果の一つとして、令和7年6月に内閣府の第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市（NEXTグローバル拠点都市）に愛媛県と共同採択され、今後、岡山市を中心とした瀬戸内エリア（以下、「岡山エリア等」という。）のスタートアップの成長スピード、事業規模を飛躍的に高める、市場規模の拡大を目指す、グローバル展開に向けたネットワーク構築が必須である。

しかしながら、岡山エリア等における現行のスタートアップ支援は、グローバル展開に関する体系的な取組が十分に整備されておらず、グローバル展開の可能性を有するスタートアップに関する情報も限定的で、また、海外のスタートアップやVC、アクセラレーター等とのネットワークも未形成であり、今後の岡山エリア等のグローバル化に向けた基盤整備を行うことが重要である。

こうした状況を踏まえ、文化的・経済的な近接性が高く、成長著しい東南アジア市場を重点地域として位置付ける。その中でもシンガポールでは、東南アジア最大級のスタートアップ・イノベーション展示会「SWITCH」が開催されており、日本企業との協業や投資を検討する多様なステークホルダーが集積している。これらの点から、シンガポールをグローバル展開に向けた戦略的拠点として位置付け、今後のグローバル展開の足掛かりとしたい。

このため、本業務では、岡山エリア等のスタートアップ等のグローバル展開ニーズと、岡山エリア等を活用したい海外企業の需要調査を通じて、海外エコシステムと持続的に連携するための基盤構築を図ることを目的とする。

4 文言の定義

(1) スタートアップ

本業務にいう「スタートアップ」とはイノベーションを伴ったビジネスプランにより新たな市場を開拓し、社会に新しい価値を提供することによって事業の価値を短時間で飛躍的に高め急成長し、IPOやM&Aを目指す企業や組織を主に指すものとする。

(2) スタートアップ・エコシステム拠点都市（NEXTグローバル拠点都市）

スタートアップの成長を加速させるため、各拠点都市が有する強みを活かしてグローバルに接続したエコシステムを形成することを目的に、地方自治体や大学、民間組織等が連携した計画主体を内閣府が選定。

(3) SWITCH

シンガポール政府が主導するアジア最大級のイノベーションフェスティバルであり、世界中のスタートアップ、投資家、企業、アクセラレーターが集結する国際的イベント。これまでも政令市をはじめとする国内自治体がJETROと連携し出展するなど、オールジャパンで海外発信を行う枠組みが形成されている。

【参考】2025年開催「SWITCH」公式HP：<https://www.switchsg.org/>

(4) ももスタ

令和元年8月に開設されたスタートアップ支援拠点であり、「おかやま・スタートアップ支援拠点運営委員会」により運営されている。

ももスタホームページアドレス：<https://momosta.com/>

5 履行場所

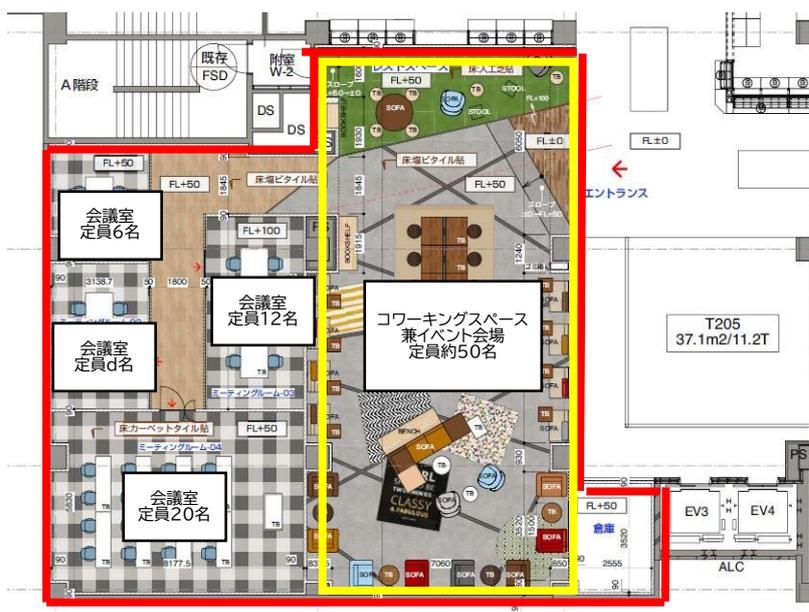
ももスタを中心に委託者が指定する場所

(1) ももスタの所在地

岡山市北区駅前町一丁目8番18号 ICOT NICOT2階

TSUTAYA岡山駅前 内 コワーキングスペース「Wonder Wall」

(2) ももスタ会場の平面図（赤囲みが施設、黄囲みがイベント会場）



(3) ももスタの使用（会場備え付けの備品を含む）に係る使用料については原則委託者の負担とする。

別会場使用に係る経費については、原則受託者の負担とする。

(4) 「SWITCH」展示会場

受託年度に開催される、「SWITCH」の展示会場

6 業務委託の内容

「3 本業務実施の経緯と目的」を踏まえ、受託者は以下の委託業務について、具体的な方法を工夫して実施すること。なお、委託業務の詳細等については別表1を参照とすること。

- (1) 岡山エリア等でグローバル展開を目指すスタートアップ等へのメンタリング
- (2) 岡山エリア等のスタートアップ・エコシステムに関する説明資料の作成（英語版）
- (3) 「SWITCH」における現地調査
- (4) 岡山エリア等のスタートアップ・エコシステムのグローバル化に向けた提案レポート作成

7 業務遂行のための体制構築

(1) 委託業務の責任者の配置

受託者は、契約締結後、委託業務の責任者を定め、これを配置すること。委託業務の責任者を配置した場合、その氏名、連絡先、実績歴を委託者に報告すること。

(2) 委託者との調整

ア 受託者は、委託者と密な連絡体制を構築し、事業を行うこと。受託者は定期的に担当者に報告・連絡・相談を行い、事業を円滑に進めること。

イ 受託者は、委託契約の締結後速やかに、委託者と協議の上、受託年度中の支援計画（実施スケジュールを含む）を策定すること。なお、当該支援計画は、委託契約の締結後に委託者から提供されるももスタでの本委託以外の支援プログラム等の実施予定時期を踏まえて策定すること。

ウ 受託者は、緊急の事態が発生した場合は、即座に委託者に連絡を行い、その指示に従うこと。

(3) ミーティングの開催

ア 受託者と委託者は、月に1回程度、ミーティングを開催すること。ミーティングでは業務の進捗状況の報告・協議等を実施し、情報共有を図ること。

イ 原則として、委託業務の責任者は、本ミーティングに出席すること。

ウ 受託者は、ミーティングの議事録を作成し、委託者に提出すること。

エ 委託者がミーティングの開催を受託者に対し要請した場合は、ただちにこれに応じること。

(4) 問合せ対応の構築

受託者は、本業務の参加申し込み及び問い合わせ対応用の通信環境（E-mail等）を整備しももスタホームページ等で公開すること。なお、問合せ者（質問者）への返信については、必要に応じ、その回答内容について委託者と協議を行った上で回答すること。

8 受託者の責務

(1) 本業務は、海外エコシステムと持続的に連携するための基盤構築を図るため実施するものであり、受託者は、この趣旨を十分認識し、業務を運営遂行すること。

また、受託者は本業務の履行にあたり、不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(2) 受託者は本業務にあたり、各種法令等を遵守すること。

(3) 受託者は、本業務の受託業務を行うために提供された拠点又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。

(4) 受託者は、次年度以降引き続き委託業務を受託しない場合は、次年度受託者に引継ぐべき事項を書面にて作成し、電子データと共に次年度受託者に提供しなければならない。また、次年度受託者への業務引継ぎを円滑に行わなければならない。

(5) 受託者は、本業務の適正な遂行及び事業効果の向上を図るため、委託者が実施するスタートアップ及びイノベーションに関する業務の受託者との連携を密に図り、必要に応じて情報共有及び情報交換を行うとともに、集客・周知に関して相互に協力すること。

9 業務遂行に係る受託者の負担等について

(1) 「6 業務委託の内容」「7 事業遂行のための体制構築」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。（※「6業務委託の内容」（3）に係る海外への

渡航費についても受託者の負担)

- (2) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

1 0 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。
- (2) 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の賠償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、取得した個人情報の取扱に最大限の注意を払うこと。
- (4) 受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、法に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

1 1 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

1 2 業務報告及び支払

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることが出来ることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。
- (2) 受託者は、事業終了後令和9年3月31日までに業務報告書を書面で1部および電子媒体（容易に読み取り・複写できるよう「Microsoft Office Professional Plus 2019」で利用可能な保存形式等）で委託者に提出すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。
- (3) 委託料は完了後払いとする。

1 3 本業務上の条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよ

う努めなければならない。

- (2) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできるものとする。
- (3) 岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

1.4 再委託

- (1) 受託者は、委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。
- (2) 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者はこれを再委託することはできない。
- (3) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、予め委託者が指定する様式を用いて届出等を行い、委託者の承認を得ること。
- (4) 上記(3)の書面には、以下の事項を記載すること。
 - ア 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - イ 再委託先で行う作業の内容及び範囲
 - ウ 再委託を行う理由
 - エ 再委託先の選定理由
 - オ 再委託先に対する管理方法
 - カ その他、別に指示する事項
- (5) 上記(3)の手続きを経て再委託を受けた第三者（以下、「再受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託を行うことはできない。
- (6) 再受託者へのデータ受渡等が発生する場合、セキュリティに配慮した手法によるものとし、「(4)オ 再委託先に対する管理方法」の中でその手法を明記したうえで、委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、再受託者の本委託業務の統括及び個人情報セキュリティの確保についてもその責任を負うものとする。

1.5 その他

- (1) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。

- (2) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- (3) 業務内容等は、企画提案書を仕様の一部として実行すること。